



阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成24年近畿地方整備局告示第179号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 9月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.5.85号園田西武庫線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成23年3月23日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成23年近畿地方整備局告示第70号の事業地のうち、尼崎市食満4丁目及び下食満地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第1256号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民局姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 9月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
長 野	姫 路 市	安 富 町	長 野	垣 内	115番の一部、116番の一部、118番1の一部、119番の一部、120番の一部、121番の一部、130番1の一部、131番1の一部、132番1の一部、137番1の一部
				堂 谷 谷 山	188番1、188番2の一部 1番12の一部



**兵庫県告示第1257号**

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、平成24年10月1日から適用する。

平成24年 9月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

3の表中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

**公 告**

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）

第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成24年9月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫北播リトルシニア野球協会

イ 代表者の氏名 藤本 貴久

ウ 主たる事務所の所在地 西脇市西脇891番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、青少年に対して少年野球チーム運営等に関する事業を行い、野球を通じて青少年の体力、技術、知識、精神力を練磨することで、自律した人格形成を援助、促進し、もって次代を担う青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人TASU-club

イ 代表者の氏名 中山 輔

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市南口1丁目16番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、国民に対して、スポーツの手ほどきに関する事業を行い、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうご住まいと環境

イ 代表者の氏名 林 恒久

ウ 主たる事務所の所在地 養父市広谷206番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して主に但馬・丹波の地域における、住宅・山林・農業・自然・商業に関する事業を行うと共に、阪神・播磨間に地域木材による住宅建築の推進を行ない、地球温暖化防止と地域の振興に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人ニューミレニアム元気奉仕団

イ 代表者の氏名 李 泰玉

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市春日町18番6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、韓民族固有の気功術を取り入れた奉仕活動を実施し、心身の疲労に苦しむ人々の健康を取り戻し、韓国文化の「正心」、「正行」、「正道」を広く一般市民に伝承することにより、人々の肉体的、精神的健康と幸福感の促進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あまやどり

イ 代表者の氏名 黒田 理恵子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市東辻井1丁目12番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある子どもたちに対して、地域で自分らしく育っていくために必要な社会のルールや知識を個々に応じた計画のもと支援し、また、保護者への子育て支援を並行する事業を行い、共に地域の一員としての暮らしづくりに寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ツナガリっちょ

イ 代表者の氏名 山 口 真 郷

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲子園町18番26号 シティハイツ甲子園1階

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域、地区の住民に対して、その地域、地区の住民が明るい元気溢れる心を創造し、つながり、活動することに関する事業を行い、潤いのある人生の具現と公共の福祉に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ネクスト

イ 代表者の氏名 宮 崎 博 之

ウ 主たる事務所の所在地 多可郡多可町八千代区下村69番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び地域住民に対して、生活支援および社会参画促進に関する事業を行い、地域の人々が相互に助け支え合い、生きがいのある生活環境づくりとすべての人が心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人きぼうの空

イ 代表者の氏名 溝 口 幸 子

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市尾上町安田558番地の8

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい児・者に対して、生活等に関する相談及び助言、その他日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、身体的機能又は、生活能力の向上のために必要な援助事業を行い、その障がい児・者の自立に寄与することを目的とする。

9 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人one village one earth

イ 代表者の氏名 今 井 孝 子、和 氣 克 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市天道町5番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、国境を越え、障がいを超えて、差別のない平等で共生できる社会を築くことを目的として、国内外を問わず生活向上の機会を著しく奪われている人々を対象に、社会のさまざまな問題を解決するために必要な諸活動を行う。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成24年9月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ここいく

イ 代表者の氏名 中 井 陽 子

ウ 主たる事務所の所在地 明石市山下町13番23号 サーパス明石公園503号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の保護者や子育てボランティア、地域住民などに対して、「家庭での絵本の読み聞かせ」を推進することに関する事業を行い、本（絵本）を通して親子のきずなを深め、人としての心を育てていくことを伝え、健全な親子関係及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ジョイフル

イ 代表者の氏名 中 林 弘 明

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南塚口町二丁目29番35号 ツカブラッツビル2F

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者や障がい者に対して、介護保険法、障害者自立支援法に基づくサービス等を行うとともに、地域の人々に支えられる住民主体の地域交流事業を行い、すべての人々がすこやかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人えんじえる会

イ 代表者の氏名 大 住 雅 昭

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市大津区天満字安田984番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者とその家族に対して、生活支援に関する事業を行い、障害者とその家族が地域の中で安心して生活できる社会の創設に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人緑の応援団

イ 代表者の氏名 加 納 真 雄

ウ 主たる事務所の所在地 明石市西明石南町2丁目22番3号 KFビル2階

エ 定款に記載された目的

この法人は、学校及び幼稚園などの教育施設並びに公園などの公共施設に対して、芝草などの植え付け・管理及びその普及や人材育成・その活用に関する事業を行い、子どもたちの生活・教育環境の充実・向上並びに教育・地域コミュニティーの強化を図ることで、公益の増進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ヴィ・リアル生活支援センター

イ 代表者の氏名 山 本 繁

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市武庫之荘1丁目16番8—201号

エ 定款に記載された目的

この法人は、尼崎市内を中心とする障害のある方とその家族及び高齢者等に対し、地域生活支援に関する事業を行い、併せて支援の要となる人材の養成等を行い、安心して暮らしていけるまちづくりと地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人にしのみやNPO協会

イ 代表者の氏名 宮 原 浩二郎

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲風園1丁目3番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に兵庫県西宮市内の個人及び団体(以下、「市民等」という。)に対し、市民活動に関する支援を行うとともに、市民活動の促進並びに市民活動団体等と行政、企業等との参画や協働に向けた調査研究、政策提言等を行い、自律的な市民社会の発展と構築に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人消費者協会宝塚

イ 代表者の氏名 西 田 田鶴子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市売布2丁目5番1号 ピピアめふ1

エ 定款に記載された目的

この法人は、消費者の権利確立および持続可能な循環型社会創造のために消費生活の向上、消費者の保護に関する活動を着実に実践して、社会の発展向上に寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人北播磨市民活動支援センター

イ 代表者の氏名 柳 田 吉 亮

ウ 主たる事務所の所在地 小野市中島町72番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、北播磨地域及びその周辺地域に居住する住民に対して、各種の市民活動に参画することを啓発・支援する事業を行い、同地域の文化の発展ならびに同地域住民の生き甲斐を増大させることに寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まほうのつえ

イ 代表者の氏名 船 田 美 子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区月が丘四丁目14番地8

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び生活弱者をはじめ地域の住民に対して、生活支援事業を行うと共に、地球環境を保全するため、資源のリユース・リサイクルの推進事業を行い、地域に住む人々が安心して生活できる社会の支援と、地球環境を保全する循環型社会の創出に寄与すると共に、生活困難な世界の人々及び環境保全活動に対し支援することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひだまりの家

イ 代表者の氏名 小 嶋 明

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市広畑区才816—1

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が要介護状態になっても、住み慣れた地域で家族や地域の人々と普通の生活の継続を可能にし、豊かに老いることができるようデイサービス、ホームヘルプサービス、居宅介護支援事業や、グループホーム開設に関する調査・研究及び地域の介護の相談等を行い、社会及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人夢の森作業所

イ 代表者の氏名 山 口 憲 行

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市立花町2丁目23番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援と社会参画促進に関する事業を行うとともに、障害者と地域住民との交流の場づくり事業を行い、障害者の日常生活指導や訓練、また軽作業を通じて生き甲斐のある安心して働ける職場づくりとすべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ジョナサンフレンズ

イ 代表者の氏名 長谷川 幸 子

ウ 主たる事務所の所在地 明石市松が丘3丁目11番3号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、人の手による施術を通じて人本来の自然治癒力を回復し高めるタッチフォーヘルス（以下「TFH」という。）をはじめとする心身の健康管理の概念とその実践法の調査研究、啓発活動等に関する事業や援助が必要な地域の高齢者、それらの家族、その他のケアを必要とされる方や地域住民に対して、介護保険法に基づく訪問介護事業、訪問予防介護、介護相談等に関する事業を行い、福祉の向上、生きがいづくり、安心して暮らせる町づくりや地域の福祉の推進に寄与し、健康づくりを通じて社会全体の利益に寄与することを目的とする。

13(1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人めふのお家

イ 代表者の氏名 中 江 幸 一

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市売布3丁目9-17

## エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢、あるいは障害をもっても今までの生活、習慣、趣味などが継続できる社会がくることを望み、在宅の要介護者に対して、介護保険法・障害者自立支援法に基づく事業、生活支援・相談及び地域との交流に関する事業を行い、社会及び地域福祉の向上に寄与する。

14(1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人A. P. U

イ 代表者の氏名 大 西 壯 司

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町蛸草321番地

## エ 定款に記載された目的

この法人は、[アジアの子供たち] に対して、[学校教育を受けられる機会を与える活動] に関する事業を行い、アジアの平和に寄与することを目的とする。

15(1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人コスモス

イ 代表者の氏名 久 永 彩

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市青山北3丁目40番17号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県を中心とした地域の人々に対して、高齢者・障害者（以下高齢者等という）が自らの意思に基づいた日常生活が過ごせるように、権利の擁護と財産の管理等について支援することで高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

16(1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人プラス・アーツ

イ 代表者の氏名 永 田 宏 和

ウ 主たる事務所の所在地 大阪市西区西本町一丁目5番20号 サミー本町ビル6階

## エ 定款に記載された目的

この法人は、国内外の子どもたちを含めた市民の方たちに対して、教育、防災、まちづくり、福祉、環境、国際協力等の社会の既存の各分野におけるアートの発想やアーティストの持つ既成概念にとらわれない創造力（これを総称して“アーツ”と呼ぶ）を導入した事業を行い、それらの分野がそれぞれ抱えているさまざまな課題や問題の解消と地域の活性化に寄与することを目的とする。

17(1) 申請受付年月日 平成24年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人輪っ子

イ 代表者の氏名 水 口 智 彦

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市寿町4番11号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい児に対して、療育や相談に関する事業を行い、障がい児の健全育成及びその保護者の子育て支援、また地域での共生の推進に寄与することを目的とする。

18(1) 申請受付年月日 平成24年 8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こすもす

イ 代表者の氏名 中 岡 まや子

ウ 主たる事務所の所在地 小野市広渡町589—1

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害のある者に対して、生活支援や社会参加の促進に関する事業を行い、どんなに重い障害があっても、人権と発達が保障され、住み慣れたところで、安心して生き生きと暮らせるような社会づくりに寄与することを目的とする。



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 9月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目
13	神戸市長田区大塚町九丁目 6 番 5	151.33	宅 地
14	赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番	493.32	宅 地
15	丹波市柏原町東奥字下地南之坪268番 6	295.86	宅 地
16	淡路市志筑字脇456番 1	789.07	宅 地
17	淡路市北山字大歳224番 1 ほか	500.60	宅 地
18	淡路市志筑字天神1347番 2 ほか	413.11	宅地、山林

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
 エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力



団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成24年9月21日（金）から同年10月11日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出方法、提出場所及び提出期間

- (1) 提出方法  
所定の様式により行うこととし、持参又は郵送とする。
- (2) 提出場所  
前記3に同じ。
- (3) 提出期間  
平成24年10月16日（火）から同月18日（木）まで  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）。郵送の場合は、平成24年10月18日（木）必着とする。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- (2) 日時  
平成24年10月22日（月）午後2時から

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課  
電話（078）341-7711 内線2550・2551



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 9月21日

契約担当者

但馬県民局長 石 井 孝 一

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
LED道路照明灯の賃貸借 523灯
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
但馬県民局 豊岡市幸町7-11
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 9月 5日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社かんでんエンジニアリング神戸支店 神戸市東灘区魚崎南町4-14-11
- 5 落札金額  
204,842円 (月額、税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年 7月24日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 9月21日

契約担当者

但馬県民局長 石 井 孝 一

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
LED道路照明灯の賃貸借 453灯
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
但馬県民局新温泉土木事務所 美方郡新温泉町芦屋522-4
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 9月 5日
- 4 落札者の名称及び住所  
阪神道路開発株式会社 神戸市兵庫区大開通6丁目3番13号
- 5 落札金額  
182,559円 (月額、税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年 7月24日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 9月21日

契約担当者

但馬県民局長 石 井 孝 一

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
LED道路照明灯の賃貸借 570灯
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
但馬県民局養父土木事務所 養父市八鹿町下網場320
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 9月 5日

- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社かんでんエンジニアリング神戸支店 神戸市東灘区魚崎南町4-14-11
- 5 落札金額  
223,250円（月額、税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年7月24日



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年9月21日

東播磨県民局長 福 田 好 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 PLiCO西明石  
所在地 明石市小久保町二丁目7番地の20
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 神戸SC開発株式会社  
代表者の氏名 中 村 順 一  
住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号
- 3 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
ア 変更前  
ステーションプラザ西明石  
イ 変更後  
PLiCO西明石
- 4 変更年月日  
平成24年4月1日
- 5 届出年月日  
平成24年8月22日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間  
(1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課  
(2) 縦覧期間  
平成24年9月21日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
(1) 提出期限  
平成25年1月21日  
(2) 提出先  
東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課  
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月21日

淡路県民局長 藤 原 道 生

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン津名店

所在地 淡路市大谷940—10ほか

2 同法第8条第1項の規定により淡路市から聴取した意見の概要

(1) 騒音に関する事

来店車両への騒音対策として、駐車場内におけるアイドリング・ストップの励行とクラクション、空ぶかし等を極力抑えるよう、注意を促すこと。

BGM等による営業宣伝活動については、店内のみで実施するよう心掛けること。

(2) 廃棄物に関する事

廃棄物に関する法令を遵守するとともに、廃棄物の減量化、資源のリサイクルに努めること。

また、廃棄物の運搬・処理については、県、市の許可業者に引き渡し、周辺にごみ等が飛散しないよう清潔に努めること。

(3) 交通安全等への配慮

国道28号からの自動車等での来店に際し、駐車場出入口への来客者の誘導又は交通安全上必要と考えられる地点への交通整理員の適正な配備を実施し、交通事故防止に努めることのほか、歩行者や軽車両等への安全対策について十分配慮されたい。

(4) 通学車両等への安全確保

店舗周辺に市立中学校及び県立高校があり、徒歩や自転車での登下校のため付近を通行する。このため、地域環境に応じた交通安全対策の実施を徹底されたい。

(5) 防犯対策等について

所有地及び店舗建物について、周辺地域住民の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を図られたい。

また、閉店後の施設管理については、施錠等による安全対策を実施するなど、駐車場内への照明を設置し防犯対策に努めること。

(6) 雇用に関する事

地元雇用の促進に努めること。

(7) その他

高齢者や障害者等に配慮した生活環境の整備の推進のため、福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）を遵守し、施設等の整備に努めること。

また、まちづくり、商工業振興事業等の地域課題に対しては、淡路市商工会等の地元経済団体と連携・協力をお願いしたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年9月21日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年9月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市若草町118番の一部、119番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

赤穂市若草町117番

大 西 昌



による入札については、平成24年10月30日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成24年9月21日（金）午前9時から同年10月5日（金）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成24年10月24日（水）午後5時から同月31日（水）午後2時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成24年9月24日（月）から同年10月17日（水）まで（持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成24年9月24日（月）から同年10月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、10月17日（水）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 事前協議申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成24年10月24日（水）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年10月29日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年11月14日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
ICT School Computer System, 1 set (Lease)
- (3) Lease period: January 8, 2013 - January 7, 2018
- (4) Delivery location:  
Hyogo Prefectural Higashinada senior High School and 148 other places (as specified in the tender documentation)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 October 5, 2012
- (6) Deadline for tender:  
14:00 October 31, 2012 by direct delivery and electronic bidding system  
17:00 October 30, 2012 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ms. Negoro, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4938

### 病 院 局 公 告

#### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。  
平成24年9月21日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量  
県立尼崎・塚口統合新病院第1期電気設備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県病院局企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日  
平成24年 7月19日
- 4 落札者の名称及び住所  
関電工・銭屋電機・サン電設特別共同企業体 神戸市中央区東町126番地 神戸シルクセンタービル
- 5 落札金額  
2,394,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年 6月 5日



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年 9月21日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 随意契約に係る建設工事の名称及び数量  
県立尼崎・塚口統合新病院第 1 期空気調和設備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県病院局企画課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年 7月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
三機・日設・三神特別共同企業体 大阪市淀川区宮原 3 丁目 4 番30号
- 5 随意契約に係る契約金額  
2,803,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成24年 6月 5日
- 8 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第15条第 1 項(a)による。

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第39号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成24年 9月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 政治団体の設立の届出
  - (1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
かしわら 収二 励ます会	本 岡 憲 次	柏 原 良 江	三田市南が丘 1 丁目22—6—101
税理士による盛山正仁後援会	垣 見 正 孝	長谷川 隆 史	神戸市灘区桜口町 2—1—26—205



田 中 一 良 後 援 会	田 中 一 寛	田 中 一 寛	三田市あかしあ台5-7-2
どえん孝昌支援する会	河 原 逸 雄	高 田 智 明	赤穂市正保橋町3-118
長尾あきのり後援会	松 岡 信 枝	桜 井 千 鶴 子	三田市つつじが丘南3丁目14-12
西脇ひでたか後援会	足 立 勇	森 田 和 志	丹波市山南町和田1085-1
三 国 会	足 立 修	足 立 千 秋	丹波市青垣町大名草766番地
みどりの未来・尼崎	丸 尾 牧	高 濱 黄 太	尼崎市七松町1-18-22

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容	
民 主 党 兵 庫 県 伊 丹 市 支 部	主たる事務所の所在地	新	伊丹市西台1-6-13 伊丹コアビル401
		旧	伊丹市西台5丁目7-15
	会計責任者	新	川 上 八 郎
		旧	岸 本 千 草

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
北 本 せ つ よ 後 援 会	代 表 者	新	戸 出 知 津 子
		旧	高 尾 裕 子
酒 井 隆 明 後 援 会	代 表 者	新	吉 田 等 司
		旧	石 田 成 正
M E L O N 神 戸 社 会 活 動 委 員 会	代 表 者	新	中 島 栄 吉
		旧	田 尻 陽 一
	会 計 責 任 者	新	加 藤 明
		旧	堀 井 説 也
M E L O N 姫 路 社 会 活 動 委 員 会	代 表 者	新	杉 本 崇
		旧	萩 原 孝 幸

3 解散の届出のあった政治団体

(1) 政党の支部

名称	代表者氏名	解散年月日
自由民主党兵庫県神戸市垂水区第一支部	新 原 秀 人	平成24年8月1日

(2) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
足 立 修 後 援 会	山 中 達	平成24年6月30日
「活力21」島垣晃後援会	島 垣 晃	平成24年6月30日
吉 川 金 一 後 援 会	矢 野 俊 郎	平成24年7月31日



兵庫県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成24年 9月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
島 垣 晃	養父市長	「活力21」島垣晃後援会	養父市大屋町加保268	島 垣 晃	平成24年 6月30日



兵庫県選挙管理委員会告示第41号

堀毛隆宏後援会から提出された平成20年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成21年兵庫県選挙管理委員会告示第109号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

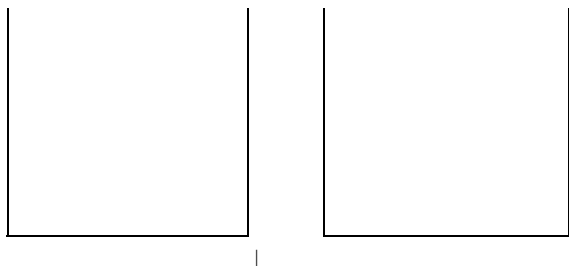
平成24年 9月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

政治団体収支報告書の要旨（その他の政治団体）の堀毛隆宏後援会の欄中

183,810	183,810
0	0
183,810	183,810
183,810	147,081
183,810	183,810
183,810	183,810
183,810	183,810
183,810	147,081
183,810	147,081

を に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第42号**

堀毛隆宏後援会から提出された平成21年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成23年兵庫県選挙管理委員会告示第60号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成24年 9月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（資金管理団体）の堀毛隆宏後援会の欄中

「1 収入総額	0	を	「1 収入総額	36,729	
2 支出総額	0	」	前年繰越額	36,729	に改める。
			2 支出総額	0	」



**兵庫県選挙管理委員会告示第43号**

自由民主党猪名川町支部、自由民主党宍粟市支部、大石よしのり後援会、川崎洋光後援会、堀毛隆宏後援会及びよこ山義夫後援会から提出された平成22年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成23年兵庫県選挙管理委員会告示第63号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成24年 9月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党猪名川町支部の欄中

「377,415」を「387,415」に、「157,274」を「167,274」に改める。  
142,776」を 152,776」

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党宍粟市支部の欄中

「325,812」 「271,812」  
141,384 を 141,384 に改め、「個人の党費・会費(54人) 54,000」を削る。  
184,428」 130,428」

収支報告書の要旨（資金管理団体）の大石よしのり後援会の欄中

「2,450,000」 「1,910,000」  
2,450,000 1,910,000  
1,035,621 を 1,035,621 に改め、「大石 隆 500,000 同 市同 区」を削る。  
年間5万円以下のもの 40,000」  
2,450,000 1,910,000  
2,450,000」 1,910,000」

収支報告書の要旨（その他の政治団体）の川崎洋光後援会の欄中

		「1 収入総額	600,000	
		本年収入額	600,000	
		2 支出総額	382,780	
「1 収入総額	0	を	3 本年収入の内訳	に改める。
2 支出総額	0	」	寄附	600,000
			個人分	600,000

4 支出の内訳  
 政治活動費 382,780  
 組織活動費 382,780

5 寄附の内訳  
 (個人分)  
 川崎 洋 光 600,000 西宮市 」

収支報告書の要旨(その他の政治団体)の堀毛隆宏後援会の欄中  
 「1 収入総額 0 「1 収入総額 36,729  
 2 支出総額 0」 を 前年繰越額 36,729 に改める。  
 2 支出総額 0」

収支報告書の要旨(その他の政治団体)のよこ山義夫後援会の欄中  
 「500,630 「500,653 「98 「121  
 300,532 を 300,532 に、 98」 を 121」 に改める。  
 200,098」 200,121」 98」 121」



**兵庫県選挙管理委員会告示第44号**

自由民主党村岡支部から提出された平成22年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成24年兵庫県選挙管理委員会告示第10号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成24年 9月21日

兵庫県選挙管理委員会  
 委員長 武田 丈 蔵

収支報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党村岡支部の欄中

「1,555,478 「941,478  
 429,419 を 429,419 に改め、「個人の党費・会費(154人) 614,000」を削る。  
 1,126,059」 512,059」

**教 育 委 員 会 告 示**

**兵庫県教育委員会告示第10号**

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により、次の指定有形文化財が平成24年9月6日付けで重要文化財に指定されたので、兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第5条第4項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財の指定は解除された。

平成24年 9月21日

兵庫県教育委員会  
 委員長 西村 亮 一

種 別	文化財の名称		所在地	所有者	指 定 年月日
重 要 有 形 文 化 財	書跡	鵜庄引付	揖保郡太子町鵜1310—1	宗教法人斑鳩寺	昭和51年 3月23日
	典籍	峯相記			昭和50年 3月18日